## 瑞穂町道路占用料徴収条例 新旧対照表

					以《条例》 新旧对照表 T				
新				旧					
第1条から第6条 略					第1条から第6条 略				
別表(第2条関係)					別表(第2条関係)				
占	用物件		占用料		占用物件		占	占用料	
			単位	金額			単位	金額	
法第32	略		略	略	法第32	略	略	略	
条第1項	広告塔	:	表示面	<u>2, 020</u>	条第1項	広告塔	表示面	<u>2, 210</u>	
第1号に			積1平方		第1号に		積1平方		
掲げる			メート		掲げる		メート		
工作物			ルにつ		工作物		ルにつ		
			き1年				き1年		
	略		略	略		略	略	略	
法第32	略		長さ1メ	略	法第32	略	長さ1メ	略	
条第1項	外径が	0. 15	ートル	<u>31</u>	条第1項	外径が0.15	ートル	<u>30</u>	
第2号に	メート	ル以	につき1		第2号に	メートル以	につき1		
掲げる	上0.22	メート	年		掲げる	上0.2メート	年		
物件	ル未満	jのも			物件	ル未満のも			
	の					0			
	略		1	略		略		略	
	外径が	50.3メ		<u>62</u>		外径が0.3メ		<u>61</u>	
	ートル	以上				ートル以上			
	0.4メー	ートル				0.4メートル			
	未満の	もの				未満のもの			
	略			略		略		略	
	外径が	1メー	1	310		外径が1メー		300	
	トル以	上の				トル以上の			
	もの					もの			
略		略	略	略		略	略		
法第32	略	略	占用面	略	法第32	略略	占用面	略	
条第1項	上空に	設け	積1平方	<u>1, 010</u>	条第1項	上空に設け	積1平方	1, 100	
第5号に る通路		メート		第5号に	る通路	メート			
掲げる 地下に設け		ルにつ	600	掲げる	地下に設け	ルにつ	660		
施設 る通路		き1年		施設	る通路	き1年			

	略			略
法第32	祭礼、	縁日等	占用面	<u>20</u>
条第1項	に際し	、一時	積1平方	
第6号に	第6号に 的に設ける		メート	
掲げる	もの		ルにつ	
施設			き1日	
	商品置場そ の他これに 類するもの		占用面	2,020
			積1平方	
			メート	
			ルにつ	
			き1年	
道路法	看板(フ	アーチ	表示面	2,020
施行令	式であ	るも	積1平方	
(昭和27	のを除	<. )	メート	
年政令			ルにつ	
第479			き1年	
号。以下	略		略	略
「令」と	旗ざ	祭礼、	占用面	<u>20</u>
いう。)	お及	縁日	積1平方	
第7条第	び幕	に際	メート	
1号に掲		し、一	ル又は1	
げる物		時的	本につ	
件		に設	き1日	
		ける		
		もの		
		その	占用面	<u>2, 020</u>
		他の	積1平方	
		もの	メート	
			ル又は1	
			本につ	
			き1年	
	アー	車道	1基につ	<u>20, 200</u>
	チ式	を横	き1年	
	工作	断す		
	物	るも		
		の		

1	1		1	1
	略			略
法第32	祭礼、	縁日等	占用面	<u>22</u>
条第1項	に際し	、一時	積1平方	
第6号に	的に設	ける	メート	
掲げる	もの		ルにつ	
施設			き1日	
	商品置	場そ	占用面	2, 210
	の他こ	れに	積1平方	
	類する	もの	メート	
			ルにつ	
			き1年	
道路法	看板()	アーチ	表示面	2, 210
施行令	式であ	るも	積1平方	
(昭和27	のを除	<. )	メート	
年政令			ルにつ	
第479			き1年	
号。以下	略		略	略
「令」と	旗ざ	祭礼、	占用面	<u>22</u>
いう。)	お及	縁日	積1平方	
第7条第	び幕	に際	メート	
1号に掲		し、一	ル又は1	
げる物		時的	本につ	
件		に設	き1日	
		ける		
		もの		
		その	占用面	<u>2, 210</u>
		他の	積1平方	
		もの	メート	
			ル又は1	
			本につ	
			き1年	
	アー	車道	1基につ	<u>22, 100</u>
	チ式	を横	き1年	
	工作	断す		
	物	るも		
		の		
			•	

		その		<u>10, 100</u>
		他の		
		もの		
略			略	略
令第7条第4号に掲げ			占用面	<u>2, 020</u>
る工事用施設及び同			積1平方	
条第5号	こ掲げる	5工事	メート	
用材料の	置場		ルにつ	
			き1年	
略			略	略

備考 略

<u>附 則</u>

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

		その		<u>11, 000</u>
		他の		
		もの		
略			略	略
令第7条第	第4号に	掲げ	占用面	<u>2, 210</u>
る工事用	施設及	び同	積1平方	
条第5号	に掲げる	る工事	メート	
用材料の	置場		ルにつ	
			き1年	
略			略	略

備考 略